三条市成年後見制度利用支援事業Q&A

問1:成年後見制度利用支援事業の助成はどのような場合に対象になりますか?

助成の対象者は、市長が審判請求を行う者、又は、本人や親族等が審判請求を行う者 のうち原則として助成申請時において市内に住民票を有する者であって、次のいずれ かに該当する場合です。

- ① 生活保護を受けている者
- ② 資産、収入等の状況から①に準じると認められる者
- ③ その他市長が認める者
- ※ ただし、市内に住民票を有する場合でも、住所地特例等の実施主体が他市である場合は、助成対象としません。(個別に事情を考慮する場合もありますので、ご相談ください。)
- ※ 親族(配偶者、直系血族、兄弟姉妹)が後見人等である場合は、後見人等に対する報酬助成の対象外です。

問2:住所地特例等で住民票が他市にある場合の扱いについて教えてください。

- ・住民票が三条市外にあっても、住所地特例等の実施主体が三条市の場合は対象となります。
- ・住民票が三条市内にあっても、住所地特例等の実施主体が三条市以外の場合は対象 となりません。(個別に事情を考慮する場合もありますので、ご相談ください。)
- ・申請する際は、住所地特例等適用であることが分かる書類を添付してください。

住所地特例等の場合	提出する書類
「国日焼肉になっておける」ともはははなりです。	国民健康保険被
「国民健康保険法」の規定に基づく、住所地特例被保険者	保険者証等
「後期高齢者医療に関する条例」の規定に基づく、住所地特	後期高齢者医療
例被保険者	被保険者証等
「人業内除社」の担党に甘ると、公託地は何も各地内除さ	介護保険被保険
「介護保険法」の規定に基づく、住所地特例対象被保険者	者証等
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	障害福祉サービ
法律」の居住地特例の規定に基づき、介護給付費等の支給決	ス受給者証等
定を行っている者	ク又和有証寺
「生活保護法」の規定に基づき、生活保護費の支給決定を行	生活保護受給証
っている者	明書等

問3:対象になるのは後見人の場合のみですか?

後見以外(保佐、補助の場合)であっても要件を満たすものは対象になります。

問4:本人申立て及び親族の申立ての場合は対象になりますか?

報酬助成・審判請求費用助成ともに対象です。

ただし、審判請求費用助成については、申立費用を本人負担とする審判が出ている場合に限ります。

問5:後見人等が専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)ではありませんが、申請できますか?

後見人等の職種による対象の限定はありません。

ただし、親族(配偶者、直系血族、兄弟姉妹)が後見人等の場合は、報酬助成の対象外 となります。

問6:家庭裁判所の報酬付与の審判が出た後、いつまでに申請しなくてはいけませんか?

審判後、すみやかに申請してください。(おおむね3カ月以内)

問7:問1の対象者の要件について、「②資産、収入等の状況から①に準じると認められる者」の具体的な条件を教えてください。

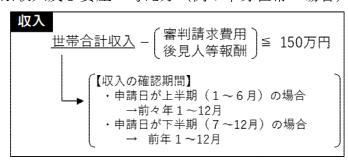
次のいずれにも該当する方が問1②の対象となります。

- 1. 世帯員全員の市民税が課されていないこと。
- 2. 申請日の前年1月から12月までの世帯合計収入額(1月から6月までの間に申請した場合は、前々年の世帯合計収入額)から、年間の審判請求費用の額及び年間の後見人等報酬の額を差し引いた額が、別表の額以下であること。
- 3. 申請日時点の世帯資産合計額が別表の額以下であること。
- 4. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 5. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

※別表

世帯人数	世帯合計収入額(年額)	世帯資産合計額
単身世帯	150 万円以下	350 万円以下
2人世帯	200 万円以下	450 万円以下
3人世帯	250 万円以下	550 万円以下
1 \ \ \\\	250 万円に世帯員4人目以降1人	550 万円に世帯員4人目以降1人
4人世帯	につき 50 万円を加えた額以下	につき 100 万円を加えた額以下

※収入及び資産の考え方 (例:単身世帯の場合)



資産

世帯合計資産 ≤ 350万円

現金、預貯金、有価証券、 不動産(世帯の居住の用に供するもの、 処分価格が利用価値に比して著しく大 きいと認められるもの除く)等

- ※資産については保険契約も対象とします。
- ※実際に資産の算定に含めるかは実態に応じて判断します。また、その判断のために、 後見人等に追加資料の提出を求めたり、聞き取りを行ったりすることがあります。

問8:被後見人等に不動産があります。預金に余裕がありませんが、現時点で不動産を処分することも難しいです。助成は受けられますか?

- ・申請時に、不動産の評価額が分かる書類を提出ください。
- 後見人等からヒアリングの上、助成の可否を判断します。

問9:申請する際に必要な書類は何ですか?

産

必要な書類は、助成の種類によって異なります。

審判費用	の助成	報酬助成	
● 後見開始の審判	等に要した費用が	● 報酬付与の審判書の写	L
わかる書類の写し	〉(領収書等)	報酬付与の審判書に「就職	もの日から」
		もしくは「終了の日まで」	との記載が
		しある場合は各々の日付がお	かる資料
【共通】			
申請書(三条市HPにてダウンロードできます。)			
● 収入・資産等が分	かる書類の写し(生活保護未受給者のみ)	
収・家庭裁判	J所に提出した収支状況		
入・預貯金通	値帳の写し(所得税の算	章定期間分*)	
		目)の場合→前々年1年間分	
	『ロが下半朔(イ〜12 月 「いる年金の源泉徴収累	月)の場合→前年1年間分 票等の写し	など

● 住所地特例等適用であることが分かる書類(住所地特例等対象者のみ)

など

また、被後見人等が死亡した場合の提出書類については、以下の点にご注意ください。

● 死亡診断書の写しなど、死亡の日が分かる書類を提出ください。

・家庭裁判所に提出した財産目録の写し

・預貯金通帳の写し(申請日時点)

・不動産の評価額が分かる資料

- 遺留資産の確認が必要なため、遺留資産の額が分かる資料を提出ください。(現金で管理していた分があれば、現金管理簿の写しなど)
 - ※生活保護受給者も提出が必要です。

問10:「在宅」と「施設入所」の区分について教えてください。

区分は次のとおりです。施設入所にあたる場合は、申請書に入所期間等を記載してください。

区分	条件	助成の限度額
在宅	生活の主体が居宅の者等	28,000 円/月
施設入所	下表に掲げる、家族や親族等以外の医療・福祉従事 者等により常に見守りが行われる場所で生活する 者(入院も含む。)	18,000 円/月

施設入所にあたる施設等

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律	障害者支援施設
老人福祉法	老人福祉施設、有料老人ホーム
介護保険法	介護保険施設、特定施設、認知症対応
	型共同生活介護が提供される施設、介
	護予防認知症対応型共同生活介護が
	提供される施設
医療法(昭和23年法律第205号)	医療提供施設
その他	上記に準ずる施設として市長が認め
	る施設

[※] 医療法に規定する医療提供施設に3か月以上入院している場合は、入院の日から3か月を経過した翌日から、施設等に入所しているものとして取り扱う。

問 11:報酬の助成について、計算方法を教えてください。

家庭裁判所の報酬付与決定額と、三条市の助成上限額を比較し、少ない方を助成額とします。

なお、助成対象期間は原則、家庭裁判所の報酬付与決定期間のうち、直近13か月分を 限度とします。(1会計年度内における助成対象期間も13か月分を限度とする。)



問12:被後見人等が死亡した場合の計算方法を教えてください。

た日の属する月は「在宅」として計算します。

「問 11」と同様の計算方法です。被後見人が死亡した日の属する月までの月割りで計算します。

本人に遺留資産がある場合は、その金額も踏まえて計算を行います。

問13:後見等開始の審判請求費用の助成について、対象経費を教えてください。

助成の対象となる経費は、次のとおりです。

切手購入代、収入印紙代、鑑定費用、登記印紙代、診断書料、 戸籍謄本等取得費用、財産管理人に対する報酬費用

問14:申請先・問合せ先はどこになりますか。

	障がい者	高齢者
申請先問合せ先	三条市福祉保健部 福祉課 障がい支援係 電話:0256-34-5408	三条市福祉保健部 高齢介護課 高齢福祉係 電話: 0256-34-5472